

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成27年12月 8日 (火) 午前 9時30分 開会 午前 9時57分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	横田 典之 橋田 夏枝 宮脇 俊彦 ----- 斉藤 裕樹 前田 秀資 山田 昌紀 ----- 越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (4 人)	副市長 (宍戸晴一) ----- 総務部長 (小林博己) ----- 総務課長 (山室好正) ----- 総務課副主幹 (守屋康弘) ----- ----- -----
7 傍 聴 者	0人
8 事 務 局	参事 (兼) 次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第53号 伊勢原市行政不服審査法施行条例の制定について
結 果 可 決

午前9時30分 開会

○委員長【横田典之議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

ここで執行者側から宍戸副市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】 改めましておはようございます。本日もご審査をいただきます議案第53号でございますが、行政不服審査法の改正に伴いまして、第三者機関の設置及び運営に関し必要な事項、また、提出書類等の写しの交付に係る手数料の額において市の条例で定めることとされておりますことから、ここで新たに条例を制定するものでございます。

本件につきましては、11月30日の本会議にて提案説明を申し上げまして、12月4日の本会議では総括的なご審議をいただいております。本日、当委員会には所管の担当も出席させておりますので、ぜひ詳細なご審査の上ご理解を賜るようお願いを申し上げます。

簡単ではございますけれども、冒頭のご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○委員長【横田典之議員】 それでは「議案第53号、伊勢原市行政不服審査法施行条例の制定について」を議題といたします。本案については本会議の際細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、議案第53号、伊勢原市行政不服審査法施行条例について何点か質問させていただきます。

まず1点目、12月4日の本会議の議案審議の際に伊勢原市行政不服審査会の委員3名、弁護士、大学教授、また行政関係でよく理解もあるんじゃないかということで行政のOBというお話もありました。そもそもなぜ3人にしたのか。また、その任期を3年とした考え方というのを伺いたいと思います。まず1点。

○総務課長【山室好正】 それでは、行政不服審査会の委員の設定の考え方についてご答弁申し上げます。国の行政不服審査会がそもそもございまして、その委員は行政不服審査法で9人としてございます。こちらにつきましては審理の公正性の確保を図る一方、調査業務の効率性を確保する観点から、審査請求ごとに9人を3人の委員で構成する分会に分けて調査審議を行うということを基本としてございます。こうした状況を参考にいたしまして、本市におきましても審理の公正性の確保を図る一方、調査審議の効率性を確保する観点から3人の委員による調査審議を行うことということで設定させていただきました。

次に、任期でございます。委員の任期につきましても、行政不服審査法により国の審査委員が3年であること等を参酌いたしまして、同様に3年の任期としてございます。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 ありがとうございます。国なり、今までのいろいろな形で参酌して3年としたこと、理解させていただきました。

では次に、伊勢原市行政不服審査会、審査請求があった場合、何回開催されて、どのような審査をするのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長【山室好正】 それでは、審査会の回数とその内容についてのお答えをさせていただきます。行政不服審査法においては、裁決の客観性、公正性を高めるため、審査庁に対し、一定の場合を除きまして、裁決をしようとする際には行政不服審査会の諮問が義務づけられております。行政不服審査会は、審査庁の諮問を受けまして、審理員が行った審理手続の適正性や法令改正を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場からチェックする役割を担います。調査審査では行政不服審査会の委員によって行われることとなりますが、審査会では諮問された場合、おおむね法制度の事件内容の把握、論点の整理、2点目として答申案の方向性の検討、また3点目として答申案の決定などの審査が主に実施されることとなります。したがって、少なくとも1事件に対しましておおむね3回程度の審議が行われるものと想定してございまして、その期間といたしましては、諮問から答申まで最短でも大体1カ月から1カ月半程度要するものではないかと思っております。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 ありがとうございます。それでは最後にもう1点だけお伺いしたいと思います。審理員、いただいた資料等によると弁護士で、これは非常勤特別職であるというお話もありました。審理員の候補者というのはどのように指名するのか。また、指名された審理員は具体的にどのようなことを行い、どの程度の勤務が必要となるのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長【山室好正】 審理員は、審理の公正性、透明性を高めるため、実際の審査請求の審理に当たって、中心的な役割を担います。審理手続において審査庁の指揮を受けることなく、みずからの名において審理を行いまして、その結果を審査庁がすべき裁決についての意見書として提出することとなります。審理員個人としての審理手続の瑕疵が行政訴訟の対象となることも考えられるような重たい役を受けていただきます。したがって、審理員の責任と役割、さらには高度な法的判断が求められることなどから、本市では弁護士を非常勤の特別職として任用し、対応することとしてございます。

審理員は審査請求があった場合に審査庁が指名いたしますが、審査請求がいつ請求されるかわからないことから、あらかじめ審理員候補者として名簿登録を行いまして、審査請求があった段階で審理員としての指名をいたしまして、その案件についての審理手続を開始していただくといった流れとなります。審理員の候

補者となります弁護士につきましては横浜弁護士会等にご推薦をいただきまして、対応していきたいと考えてございます。

また、審理員が行う主な審理事務といたしましては、審理請求人から提出された審査請求書や反論書、意見書、処分庁から提出された弁明書から争点の整理をしていただくことであつたり、審査請求人の申し立てに基づき口頭の意見陳述を開催すること。また、最終的には審理員意見書を作成し、審査庁に提出することになります。こういった審議を行う期間といたしましては、おおむね2カ月半から3カ月程度、勤務の回数といたしましては想定ですが、5回から8回程度必要になるのではないかというふうに見込んでございます。

以上です。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、私のほうからも本議案について1点質問させていただきます。本議案は行政不服審査法の改正に伴う条例の制定ということですが、もともと法改正の目的は制度の使いやすさの向上のためというところがあると思いますが、実際に中身を見てみると難しい制度であると感じます。今後、審査請求の件数はふえていくことを想定されているのか、お聞かせください。

○総務課長【山室好正】 ご指摘のとおり、行政不服審査の請求についてはわかりにくいという面がやはりあるのかなというふうに感じております。こうしたことから、審査請求をしやすような、例えば説明の資料だとか、そういったものは今後作成していく必要があるのではないかというふうに思っております。ご案内のとおり、審査請求、ここで法改正によりまして期間が延長されたりとか、そういった状況で使いやすさが向上するというふうになっておりますので、こういったことを含めまして、市民に対しては例えばパンフレット等で案内をするといったことを対応していきたいと思っておりますので、これによつては当然ながら件数等も数がふえていくのではないかと考えているところでございます。

以上です。（「了解です」の声あり）

○委員【前田秀資議員】 それでは議案第53号について若干の質問をさせていただきます。これは1つの懸念材料なんですけど、本会議の質疑でもあったようですが、比較的行政不服審査というものに対して、行政側も市民も、またきょう審査している我々も経験が余りないという。経験と知識が不足しているという中で、これをどのように取り組んだかという点について、若干の懸念材料があると思うんですね。それは1つに経験が乏しい。もう1つは、従来伊勢原市全体の職員の総数の中でなかなかそういう法制執務の専門家というにふさわしい人の数が乏しいということが挙げられると思うんです。それをどのように実際取り組んだかというのを確認のためにお聞きしたいというのが1つ目でございます。

もう1点がこのところ、これも中心的命題ではなくて側面的な問題なんですけど、総務部総務課の仕事量が大幅多かつたんじゃないかと思うんです。通常ベースの仕事量を100%とすると、ここではもちろん詳しく申し上げませんが、仕事量が多かつたという中で、どのような体制でやられたのか、ちょっと確認させていただきます。

○総務課長【山室好正】 それではお答えさせていただきます。まず、法制執務の関係の経験が乏しいといったことにはなりますが、やはり法的な部分というのは難しい面がございます。そういった関係から、1つには他市との連携を図っているいろいろな情報交換をするといった部分で、スキルを上げていく。いろいろな経験の実例を聞いたりとかといった部分で対応したり、これは総務課だけではなくて、ほかの処分を行っているところについても同じような連携を図っている部分だと思えます。それとあわせて、総務課が窓口になりまして、法律の専門家である弁護士の行政相談を定期的に開催いたしまして、当然そういった課題について、わからないことについて、いろいろなご教示を願いながら対応しているといったところでございます。

それと、総務課の仕事ということでご心配をいただいております。やはりこの内容というのは経験もあると思えます。それとあわせて、こういった内容を人がかわっても継続できるような形で、マニュアル化だとか、そういったことで継続して情報をうまく伝達していくといったことで今までクリアしてきたという部分がございます。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 ご答弁ありがとうございます。ただ、ちょっと私、追加で深掘りするために聞くんですが、今、課長の説明で情報交換を他市ともするんだよと。あるいはそれ以外の研修的なこともやるんだよというのはいいんですが、法律というのは体系だから、かなり長期にわたって専門的な、はっきり言うと法学部出身で基礎的な知識がある人じゃないと対応できないと思うんですよ。何でこの時点でそれを申し上げるかということ、近年、私が申し上げるより皆さんのほうが承知していると思うんですけれども、利害関係が対立した場合、ほとんど弁護士が必要になってきちゃうケースがふえていると思うんですよ。ますますこれからそういう風潮というか、傾向になっていくと思うんです。その面で、例えば弁護士はその方面のオーソリティーなんだけれども、弁護士もいろいろな方がいらっしゃいますね。横浜弁護士会に意見を求めるというようなことを言うんだけれども、実際にはいろいろな専門家、弁護士も専門家に分かれますよね。その点について私はちょっと心配だなと思っているんです。いかがでしょうか。

○総務部長【小林博己】 まず、法制関係についてご質問いただいたんですが、我々公務員にとって法律に基づいた業務を執行するというのは基本でございますので、研修も採用時研修の段階から法制執務の研修を行う。また、ある程度一定年数を経験した中で派遣研修という中でも法制執務研修というのに職員を派遣して、法制執務関係の能力を高める研修を行っているところでございます。

また、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、総務課に所属している職員は条例審査等の業務も日常の業務として行っているわけですがけれども、総務課としても近隣他市との協議会等の部会等で、そういった研究等で知識を深めていくというところでございます。

また、業務についても、ご心配いただきましたとおり、今年度、非常に総務課

の業務がふえています。と申しますのは、マイナンバーの関係で、総務課というよりは市役所全体の所管する課でいろいろな改正規定を設けなければいけないということ。また、今回の行政不服審査法の関係もこれの条例制定に加えまして、関係規則の改正が非常に多い。それだけ行政処分を行っている課が多いということですが、今後そういった規則改正もやっていかなければいけないということで、非常に件数が多いということで、ことしは事務量が多いというような状況でございますけれども、そういった中でひとつ審理員を今回弁護士とさせていただいたというところは、ご指摘のとおり、今後、いろいろな行政不服については専門的な、高度な申し立てが出てくることも想定されますし、それに伴う法的な整理関係も我々事務職員が行うよりは弁護士の方をお願いしたほうが効率的だろうというような判断から弁護士とさせていただいたところではあります。

また、弁護士につきましても、ご指摘のとおり、行政法に詳しい弁護士の方をできるだけ選任していただけるように、弁護士会と調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 丁寧なご説明ありがとうございます。ますます法制執務及び法的な関連について充実させていく必要があると思いますので、お願いしたいということでございます。

ただ、1点、総務部のほうの、それ以外のところもそうなんですけれども、体制。行革の問題等でも財政的に見て、お金をできるだけタイトに下さいよという話は今までかなりしてきたと。ややもすると、そっちだけの話になっていたと。それと、私、先般の一般質問のときでもちょっと申し上げましたとおり、労務管理イコール仕事量って一体どうなっているのよというところがなかなか我々はわかりづらいんですね。見ていると、ちょっと本論から外れますけれども、仕事量が本当にふえていたと。対応できるのか。どうして対応しているのよというふうな疑念があったので、きょう聞いてみたんですけれども、健康を崩す人もいますので、その辺、体制のほうもしっかりしていただくようお願いして質問を終了いたします。

以上でございます。

○委員長【横田典之議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは「議案第53号、伊勢原市行政不服審査法施行条例の制定について」、意見を述べさせていただきます。

今回の条例は公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から時代に即した見直しが進められ、平成26年6月13日に行政不服審査法関連3法が公布され、行政不服審査法が全部改正されたことにより第三者機関の設置等について定める必要があるため、提案されたものであります。

行政不服審査法の目的は、簡易、迅速な手続によって国民の権利、利益を救済

し、行政の適正な運営を確保することにあります。国民の権利、利益の救済とは、行政庁の違法または不当な処分、その他公の権力の行使に当たる行為について、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての道を開き、国民の権利、利益の救済を簡易、迅速に図ることです。先日の本会議において過去3年で固定資産税に関して、また、情報公開条例に関してなど8件の不服審査があったという答弁がございました。そして、何より東高森団地の固定資産税過誤に関して、これは異議申し立てにより問題も発覚いたしました。第三者機関を設け、審議手続の適正性や判断の妥当性を第三者の立場からチェックすることは裁決の客観性、公正性を高める意味でも必要不可欠であると考えます。

市民にとっても、行政にとっても客観的かつ公正性が保てることを要望いたしまして、本議案に対しては賛成とさせていただきます。

○委員【宮脇俊彦議員】 本件は、今回審査請求期間が3カ月延長されて、それから、審理員制度が導入される、それから第三者機関の諮問手続が導入される点、さらに審査請求人の口頭意見陳述による処分行政庁に対する質問権が付与される、こういう点の前進が図られるというふうに認識しております。いろいろな問題が、今、本当にこの行政の対応によって不服を感じるという人もふえておりますので、ぜひこれで不服を感じている人たちの意見が十分取り入れられるという制度の充実を図っていただきたいということをお願いしたい。

それから、審査する人たちも専門の弁護士を導入してやるということなので、ぜひそういう点でも今意見がいろいろ出されましたけれども、十分そういう住民の声が取り入れられるということを期待して、賛成したいというふうに思います。

○委員【斉藤裕樹議員】 議案第53号への意見を述べさせていただきます。

今までの審査請求制度は処分の変更など柔軟な対応が期待できませんでしたが、迅速性や公正性がなかなか期待できませんでした。改正法では審理員、第三者諮問機関を設置するなど、公正性、客観性を高めるための制度が新設され、裁判制度のような客観的な審査が期待されます。伊勢原市においても本条例の制定によりまして住民の権利、利益の救済が図られるものと考えます。一方で、守秘義務も規定され、罰則の規定もされていることから、厳格な条例の運用体制の構築についてお願いを申し上げまして、本条例について賛成の意見とさせていただきます。

○委員【橋田夏枝議員】 本議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回、処分、不作為に関する不服申し立て制度について、国民がより利用しやすくするために行政不服審査法が53年ぶりに全面改正されました。これにより、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大について抜本的な見直しを図ったことは大いに評価できます。

年間を通じて市役所には多くの市民の方が行政相談に訪れます。そのうち何割かの方は行政からの通達に疑問を抱き、納得できず、説明を求めての来庁だと考えられます。市職員は日々丁寧にわかりやすい説明を心がけているとは思いますが、それらがうまくいかなくなる場合には行政に対して市民が不服申し立てを行

い、本条例を適用するケースに発展してしまいます。よって、市職員が真摯な態度で市民により丁寧で明瞭な説明を行い、市民とのコミュニケーションをしっかりと図って、不服申し立ての制度を適用しなくても済むように常日ごろ心がける必要があります。

近年、職員数が減少し、一人一人の市職員の業務量が増す中、窓口での十分な市民対応ができない場合もあると聞いております。今回の審査会の事務は不服申し立て事務主管である総務課になります。人手不足の中厳しい環境ではありますが、今後、市民に対してしっかりと行政対応を行い、適正な行政運営が維持されることを期待いたしまして、本条例には賛成とさせていただきます。

○委員長【横田典之議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【横田典之議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【横田典之議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時57分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成27年12月8日

総務常任委員会
委員長 横田典之